

若手研究者国際学会派遣フェローシップ規程

(目的)

1. 日本法社会学会若手研究者国際学会派遣フェローシップ（以下、「フェローシップ」という。）は、日本法社会学会（以下、「本学会」という。）に所属する若手研究者の国際学会での研究報告を奨励することを目的とする。

(助成内容)

2. フェローシップは、日本国外において開催される法社会学関係の国際学会の学術大会において研究報告を行う若手研究者に、渡航旅費の一部を支給することを内容とする。

(対象者)

3. フェローシップは、本学会の会員で、応募時において35歳以下の者を対象とする。ただし、応募時に36歳以上の者であっても、研究者としてのキャリアをスタートした時点が遅い等の特段の事情がある場合には、フェローシップに応募する資格を有する。なお、応募時までに当該年度までの会費を納入していることを応募の条件とする。

(助成対象者数および助成金額)

4. フェローシップの助成対象者は毎年度2名とし、1名当たりの助成金額は15万円とする。ただし、研究報告を行う国際学会の開催地への渡航旅費が15万円を下回る場合には、その渡航旅費の金額を上限とする。

(応募方法)

5. フェローシップによる助成を希望する者は、研究報告を行う国際学会が開催される前年度の末日までに、本学会所定の申込用紙に、氏名、大学学部卒業からの学歴および職歴、報告内容の概要等の必要事項を記入し、日本法社会学会国際委員会（以下、「国際委員会」という。）に応募しなければならない。

(助成対象者の選抜)

6. 国際委員会は、応募が締め切られてから2か月以内に、それぞれの応募者の研究者としてのキャリア、報告内容、助成の必要度等を総合的に考慮したうえで、2名の者を助成対象者として選抜し、助成金を交付する。なお、助成対象者の選抜に際しては、単独で報告を行う予定の応募者を、他の研究者と共同で報告を行う予定の応募者よりも優先する。

(助成の辞退)

7. フェローシップによる助成の決定を受けた者が、助成対象である学術大会での研究報告をとりやめた場合には、直ちにその旨を国際委員会に通知するとともに、すでに助成金を受領している場合は、これを速やかに返還しなければならない。

(成果報告)

8. フェローシップによる助成を受け、国際学会において研究報告を行った者は、以下に掲げる事項を行わなければならない。

① 助成対象の国際学会研究報告から帰国後1か月以内に、本学会所定の様式に従い成果報告書を作成し、国際委員会に提出すること。

② 助成対象の国際学会から帰国後1か月以内に、当該国際学会への参加を証明する書類を国際委員会に提出すること。ただし、当該国際学会がそのような書類を発行しない場合は、その他の方法によって参加を証明することができる。

③ 助成対象の国際学会研究報告の内容については、本学会学術大会での個別報告への応募などにより、本学会学術大会における報告をするよう努めること。

④ 助成対象の研究報告の論文について、学会誌『法社会学』をはじめとする内外の学術雑誌への投稿など、その刊行に努めること。

9. 附則

本規程は、2008年7月21日より施行する。

附則（2009年11月1日）

本規程は、2009年11月1日より施行する。

附則(2015年1月25日)

本規程は、2015年1月25日より施行する。

附則(2017年7月23日)

本規程は、2017年7月23日より施行する。